

## 町・県民税納税相談日程表

月 日	対象地区等	月 日	対象地区等
2月16日(火)	長老	3月 3日(木)	矢立・関上 4班、5班
2月17日(水)	大原	3月 4日(金)	◆書類不備で再提出の方
2月18日(木)	横川	3月 5日(土)	◆日程の都合がつかない方 ※平日都合のつかない方は、この日をご利用下さい。
2月19日(金)	◆書類不備で再提出の方	3月 6日(日)	
2月22日(月)	滑塚・境沢	3月 7日(月)	関上 1班、2班
2月23日(火)	滑津	3月 8日(火)	関上 3班、6班、7班
2月24日(水)	峠田上組・中組	3月 9日(水)	関下 1班、2班、3班、4班
2月25日(木)	峠田下組	3月10日(木)	関下 5班、6班、7班
2月26日(金)	◆書類不備で再提出の方	3月11日(金)	◆書類不備で再提出の方
2月29日(月)	湯原荒町	3月14日(月)	干蒲
3月 1日(火)	湯原仲町・田中・東町	3月15日(火)	◆日程の都合がつかない方
3月 2日(水)	瀬見原		

### 場所・受付時間

- ◆受付場所 町民ホール ◆相談場所 役場町民税務課
- ◆受付時間 【午前】9時～11時 【午後】1時～4時

●お問い合わせ 町民税務課(☎37-2193 担当:黒澤)

## みんなで優良運転者を目指しましょう!

白石地区交通安全協会七ヶ宿支部では、交通銅賞(白石警察署長・白石地区交通安全協会会長連名表彰)への申請を行っています。対象となる方は、各地区分会長または事務局(ふるさと振興課)までお知らせください。

### 〈受賞条件〉

- 1 運転免許を有し、現に自動車・原付等の運転をしている方。
- 2 交通安全協会会員の方。
- 3 3年以上、無事故・無違反の方。
- 4 今までに、交通銅賞(警察署長・地区交通安全協会会長連名)を受賞したことがない方。
- 5 ①～④全てに該当し、**運転免許証・交通安全協会会員証**を複写させていただける方。(申請に必要な書類作成のみに利用します)



▲交通安全協会 会員証 (見本)

※協会主催の安全運転者講習会に参加していない方も対象となります。  
なお、申請者が必ず表彰されるとは限らないことを、予めご了承ください。  
上記の条件に該当される方は、**2月19日(金)まで**ご連絡をお願いします。

●お問い合わせ ふるさと振興課(☎37-2194 担当:小室)

# 平成28年度 町・県民税の

## 納税相談が始まります!

今年も町民税・県民税の申告をしていただく時期になりました。

この申告は、平成28年度の町・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料及び所得証明書等の資料となる大変重要な手続きです。

申告がない場合は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の軽減や国民年金保険料の減免などが受けられません。また、収入がなかった方(給与所得者の扶養になっている方など)も申告をしないと所得証明等の証明書が発行できない場合がありますのでご注意ください。

### 申告が必要な方は!

次の①～⑤に該当する方が対象になります。なお、税務署に所得税の確定申告書を提出する方や給与収入のみで勤務先で年末調整をした方は、申告は不要です。

- 1 農業や商業などの事業を営んでいる方
- 2 譲渡・不動産・配当・雑収入などの所得があった方
- 3 給与所得以外に公的年金(国民年金や厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金、個人年金など)による所得があった方
- 4 給与または公的年金等を2カ所以上から受け取っている方
- 5 給与所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を町に提出していない方

### 納税相談に必要なもの

- 1 印鑑(シャチハタ以外)
- 2 預貯金通帳又は口座番号の控え
- 3 平成27年分源泉徴収票
- 4 農業、営業、山林、不動産所得者・・・帳簿等の収支内訳書と必要経費の領収書
- 5 その他所得のある方・・・その収入や必要経費の分かるもの
- 6 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- 7 医療費控除・・・医療費の領収書、医療保険の給付金などの補てんされた金額が分かるもの  
(あらかじめ1年間分の合計を計算してください)